

## コンベンション開催支援事業 Q&A

Q. 支援の対象となるコンベンションとはどのような大会ですか？

A. 学会、大会、会議、修学旅行、合宿又はこれらに準ずる催しの開催に要する宿泊です。判断が難しい場合は、当協会までお問い合わせください。

### 【対象外】

- ・富山県外で開催及び実施されるもの
- ・政治的又は宗教的活動又は営利活動を目的とするもの
- ・公序良俗を害するもの
- ・県外から砺波市内の宿泊施設に宿泊する者の延べ人数が50人以上に達しない場合
- ・団体の構成員が国又は地方公共団体の者のみの場合
- ・その他不適当と認めるもの

Q. 支援対象となる富山県外から参加する者で砺波市内の宿泊施設に宿泊する者の延べ人数が50人以上とは、どういう意味ですか？

A. 富山県外から参加する者とは、県外に在住する者が、会議や各種大会、学会、修学旅行の参加者又は出席者名簿等に掲載されている者をいいます。なお、スポーツ大会等における付き添いは対象となりません。ただし、各種大会に参加する監督・コーチ等が、登録されていることが確認できれば対象となります。また、延べ50人以上とは、50人が1泊、25人が2泊、10人が5泊した場合等も対象となります。

Q. 支援の対象となる地域交流活動とは？

A. コンベンションの主催者が企画し、あらかじめコンベンション参加者に周知され、市内の会場を利用し、各種団体との交流もしくは、市民が無料で入場または参加できる交流活動であることをいいます。

Q. 大会開催前日に準備のために宿泊しますが、宿泊数にカウントできますか？

また、大会開催前日に観光・視察などを行いますが、その日の宿泊は宿泊数にカウントできますか？

A. 大会開催期間中の宿泊のみ対象になるため、前後泊など大会開催期間外の宿泊はカウントしません。  
また、大会開催期間前後に市内で観光・視察を行う場合も参加者の宿泊については宿泊数にカウントしません。

Q. 実績報告書には、宿泊証明書を添付する必要になりますか？

A. 必要があります。市内のホテル旅館などの宿泊施設には、宿泊証明書を発行するよう、あらかじめ連絡してありますので、証明書が発行されない場合は、当協会までお問合せください。

- Q.** 交付申請の提出が原則 1 月前とはどういう意味でしょうか？
- A.** 本事業の支援を受ける場合には、交付申請書を 1 月前に提出していただく必要がありますが、会場や交通手段、宿泊施設等との調整に不測の日数がかかる場合には、あらかじめ連絡をいただければ、支援の対象にできる場合があります。ただし、連絡のない場合で事業開始後の交付申請書の提出については、支援対象と認めませんのでご了承願います。
- Q.** 最初に申請した補助金額がそのまま支払われるのでしょうか？
- A.** 補助金額は、実績報告書に記載いただく実際の延べ宿泊者数によって確定します。したがって申請していた金額から変わることがありますのでご注意ください。